

令和2年度 吉岡町社会福祉協議会事業計画

◆基本理念 「支えあい 地域つながる 町づくり」

～笑顔あふれる助けあいのまち～

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、全ての人が自分の暮らす地域に関心を持ち、住民相互の交流を深め、心を通い合わせるにより、「地域で支える」・「安心して暮らせる」・「いきいきと暮らせる」仕組みづくりをめざします。

《基本方針》

近年の社会情勢を見ると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけではなく、地域で互いに助け合うことが必要となっています。

このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超え繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指します。

また、地域福祉計画・地域福祉活動計画を基に、地域住民、福祉団体、ボランティアグループ及び関係機関の方々との連携・協力をいただきながら、地域福祉の推進に取り組めます。

◆協議会運営

吉岡町の令和元年度の高齢化率は21.9%（対前年0.3ポイントの増）、65歳以上のひとり暮らし高齢者は482人（6・1調査、対前年18人増）、障害者手帳交付者901人（対前年54人増）となっており、着実に増加傾向が続いております。

また、厚生労働省の発表によると、数年後には65歳以上の高齢者の約5人に1人（840万人）が要支援・要介護に認定されると見込まれております。

こうした現状を踏まえて、吉岡町を終の棲家として安心して生活できる、福祉の町づくりを推進し、町内に埋もれている社会資源の掘り出しを図り、協働した福祉活動に努めてまいります。

主な取り組みとして、社会福祉協議会が実施する地域福祉事業を住民に広く理解していただくための「見える化」、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた取り組み及び社会福祉協議会に求められる、包括的支援体制の整備を重点施策として、行政との連携を図り構築を進めます。

なお、主要事業の個別の基本目標・施策は以下のとおりです。

◆基本目標・施策

事業名	主要事業の推進計画
地域福祉活動事業	<p>1. 福祉ネットワーク推進事業</p> <p>地域福祉活動計画での子どもから高齢者まで、全ての世代の町民によるふれあい・支えあい・見守りが行われる地域福祉を推進していくために、各地域の福祉ネットワーク事業の強化を図る。また、地域住民の意識の醸成も兼ね共同募金を活用した避難訓練等の実施を後方支援し、災害時の要援護者支援の充実を図る。</p>
	<p>2. 吉岡町地域福祉活動計画策定</p> <p>平成28年3月に、「吉岡町地域福祉計画」及び「吉岡町地域福祉活動計画」（計画期間：平成28年度から令和2年度）を策定しました。本年度は、現行の計画を推進すると共に、第2期地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定のため、行政と協同し、ふれあい・いきいきサロンや団体へ聞き取り調査を行い、地域住民の声を反映し、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けられることを目指して計画を策定します。</p>
	<p>3. 障がい児・者交流事業</p> <p>身体・知的・精神障がい児・者とその家族や町内の障がい者団体を対象に、老人福祉センターを開放した事業等を実施し、交流や仲間づくりの場となるように、更には地域とのつながりを持てるような事業を計画したい。</p> <p>また、その機会を利用し、情報提供や相談窓口としての機能も果たしたい。</p>
	<p>4. ボランティア育成活動推進事業</p> <p>町の福祉を支える社協ボランティアやこれからボランティアを始めたいという方々に、町で必要とされる講座や研修等の開催、交流の場を設け情報交換を行うと共に、社協ボランティアのパンフレット作成やボランティアポイント制度の充実、そして、ボランティアへの情報提供の効率化を通し、ボランティアの周知や育成、増員を図りたい。</p> <p>また、社協ボランティアセンターの在り方の研究を引き続き継続すると共に、町内全域にボランティアの設置を目指したい。</p>

地域福祉活動事業	<p>5. 福祉バザー</p> <p>より多くの住民が集い、交流できる内容の福祉バザー開催を目指す。</p> <p>家庭で眠っている物品を必要な物と安く交換できる仕組みを推進する。</p> <p>また、収益金においては地域に還元し、社会福祉協議会を多くの住民に理解していただけるような機会にしたい。</p> <p>6. 認知症カフェ事業</p> <p>認知症サポーターが活動の中心となり、認知症の方や家族・地域住民等誰もが気軽に集い、交流できる場の「元気になるカフェ」と、専門職が活動の中心となり、認知症の方やその家族が相談や情報交換ができる場の「22カフェ」二種類の認知症カフェを更に充実させ活動が継続できるよう支援を行う。</p> <p>7. 福祉車両貸出事業・福祉機器及び器具備品等貸出事業</p> <p>高齢者及び障がい者等の通院や買い物など日常生活の利便性を図ると共に、行事やレクリエーション等への積極的な外出の機会を確保できるよう努める。</p> <p>また、貸出事業を通して住民同士の交流が深まり、地域活動の活性化を図る。</p> <p>8. 日常生活自立支援事業</p> <p>認知症高齢者や知的障がい及び精神障がい等により、判断能力が不十分な方が安心して自立した生活を送れるよう、日常的な金銭管理の支援などを実施する。</p> <p>9. 生活福祉資金貸付事業</p> <p>県社協との連携はもとより、福祉事務所等関係機関、民生委員児童委員との連携をより強め、貸付を必要とする方の経済的自立、生活意欲の助長促進、社会参加の促進を図るための相談支援を行なう。</p> <p>必要な際は、生活困窮者自立相談支援事業につなげていく。また、償還金滞納者に対する訪問活動についても、県社協と協力し行う。</p>
共同募金配分金事業	<p>共同募金で寄せられた浄財を活用し、以下の事業に取り組みたい。</p> <p>1. 一般募金事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新入学児童置き傘贈呈事業

共同募金配分金事業	<p>2. 歳末たすけあい募金配分金事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・いきいきサロン推進事業 ・配食サービス事業 ・歳末ささえ愛事業及び新年安否確認事業 ・無料法律相談事業 ・情報提供（社協だより発行） ・家族介護者交流事業 ・学童クラブ図書事業 ・避難訓練事業
受託事業	<p>1. 敬老福祉大会</p> <p>町内の高齢者を一堂に招待し、多年の労をねぎらい長寿を祝福し、顕彰すると共に、結婚50周年を迎えたご夫婦に「金婚祝」を行う。</p> <p>また、来場者がより楽しく過ごせるようなアトラクションを計画する。</p>
	<p>2. ひとり暮らし保養事業</p> <p>ひとり暮らし高齢者を孤独感から解放し、共に支え合っ て地域で生活できるように、楽しい交流の場を提供する。</p> <p>また、その機会を利用し、情報提供や相談窓口としての機能も果たしたい。</p>
	<p>3. 意思疎通支援事業（手話奉仕員養成講座・入門課程）</p> <p>聴覚障がい者の社会参加促進に必要とされる手話を通じて、聴覚障がい者の基礎知識、生活について学ぶと共に初歩会話の手話技術を修得した手話奉仕員を養成し、障がい者福祉の発展に繋げたい。</p>
	<p>4. 障がい者のつどい事業</p> <p>障がいのある人もない人もが一緒になって、音楽を通じて交流を図ることを目的に町文化センターで実施する。</p> <p>また、五感を通じて楽しさを感じ、当事者同士の交流や仲間づくり、更には地域とのつながりを持てるような事業を計画する。</p>

受託事業	<p>5. 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）</p> <p>65歳以上の方及びその支援のための活動に係わる方を対象に、介護状態にならないように、また介護状態になった場合でも、それ以上に悪化させないための事業を実施する。</p> <p>○介護予防普及・啓発事業を推進するために、あらゆる広報媒体を活用した広報活動を推進すると共に、老人福祉センターを開放した各種普及教室を実施していく。</p> <p>○地域介護予防活動支援事業では、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。</p> <p>特に地域住民ではなかなか実施できない体力測定会や、オーラルフレイルの予防を筋トレ会場に出向き実施する。</p> <p>6. 認知症サポーター養成講座</p> <p>地域住民、小中学生及び企業を対象に養成講座を開催し、認知症についての正しい知識を学び、地域で認知症の方を見守ることで、認知症の方やその家族が安心して暮らしていける地域づくりを目指す。</p>
善意銀行貸付事業	<p>緊急的に資金の貸出が必要な方に対し、生活再建計画が整い次第、必要な資金の貸付を行いたい。</p> <p>また、地域住民の善意の預託を受けて行なう事業であり、住民の理解が得られるように実施していきたい。</p>
老人福祉センター指定管理事業	<p>60歳以上の方々の健康増進や生きがいづくり、仲間づくりの場として利用していただけるように、年間を通して、行こう！いこいの家八幡！（毎月15日頃）を開催し、老人福祉センターを利用している各趣味の会と協力した催しや、季節に合わせた諸行事を実施する。</p> <p>また、チラシやポスター、ホームページ等も活用し、若い世代の集客にも力を入れ、年間の利用者増を図る。</p>
学童クラブ指定管理事業	<p>小学1年生から6年生までの児童を対象とし、学童クラブ6箇所の指定管理を行う。子ども子育て支援新制度を遵守した管理経営を行っていく。</p> <p>放課後児童の健康管理、安全確保、情緒の安定に努め、保護者が安心して子育てができる環境を整えていきたい。</p> <p>また、家庭と学校との連携を図りつつ、保護者の意見が反映されるような運営に努めていく。</p>

群馬県共同募金会・吉岡町支会	<p>令和元年度の赤い羽根募金と吉岡町支会への配分申請を基に、令和2年度の地域配分基準を公平かつ適正に制定し、吉岡町で集められた募金が広く町内福祉団体に活用されるように努めたい。また、年々募金への協力世帯が前年度を下回る納入率となっている。福祉事業を進めていく上で貴重な財源となるため、更なる募金運動のPRを図っていく。</p>
介護保険事業	<p>1. 在宅障がい者生活支援事業・訪問介護事業・介護予防・日常生活支援総合事業</p> <p>利用者に満足していただけるサービスを提供するために、ヘルパーの資質向上に努めるため、各種研修会に参加を促すと共に、ケース会議を通じてヘルパーが共通のサービスが提供できるように努め、地域に根差した地域の方に必要とされる、訪問介護事業を実施する。</p> <p>利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。</p> <p>2. 吉岡町移動支援事業</p> <p>障がい者の方が、徒歩にて安全に余暇活動や社会参加の為の外出ができるよう支援を行う。</p>
公益事業	<p>1. 生活困窮者自立相談支援事業</p> <p>生活困窮者に対して、県社協や福祉事務所、ハローワーク、民生委員児童委員等様々な関係機関と連携し、広く相談を行うと共に、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、現状や意思を十分に確認した上で支援を行っていききたい。</p> <p>また、生活困窮者の早期把握や見守りを行うため、関係機関・関係者のネットワークを構築していく。</p> <p>2. 地域包括支援センター</p> <p>(1) 包括的支援事業</p> <p>○総合相談支援業務</p> <p>高齢者に関する多様な相談に対応できるよう、関係機関のネットワークを活用しながら、総合相談機関としての機能強化に努める。</p> <p>○権利擁護業務</p> <p>高齢者の権利を守るため、成年後見制度の周知・高齢者虐待の予防や消費者被害の防止の観点で対応を行う。</p> <p>○包括的・継続的ケアマネジメント業務</p> <p>介護支援専門員が抱える困難事例等について、地域包括支援センターの各専門職や関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討する。また、介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とした研修会を実施する。</p>

<p>公益事業</p>	<p>○地域ケア会議 高年齢者の個別課題を解決するために、多職種協同による個別地域ケア会議を開催し、その積み重ねの中から地域課題を把握する。</p> <p>○在宅医療・介護連携推進事業 渋川地区在宅医療介護連携支援センターと協同し、地域の医療と介護の連携に努め、地域包括ケアシステムの構築に協力する。</p> <p>○認知症総合支援事業 認知症の人や家族が安心して生活できるよう、見守り体制や居場所作りを行う（認知症地域支援推進員）。 サービスや受診につながらず対応が困難な認知症の方に対し、早期診断・早期対応に向けた支援を行う（認知症初期集中支援チーム）。</p> <p>○生活支援体制整備事業 高齢者の生活を支えるために、多様な主体による支援体制の構築に向けた取り組みを、生活支援コーディネーターと連携して行う。</p> <p>(2)介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援事業 要支援者や事業対象者が、要介護状態になることを予防し、できる限り自立した生活が送れるよう支援を行う。</p>
-------------	---

令和 2年 2月 25日提出

社会福祉法人 吉岡町社会福祉協議会
会 長 宿 谷 忍